

# 保全ニュース九州

第66号(2021年8月)

< 今号の内容 >

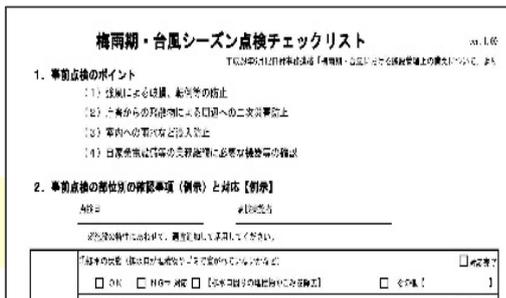
- P1 大雨・台風への備え
- P1 引き続き、保全実態調査へのご協力、お願いします
- P2 令和3年度「地区官庁施設保全連絡会議」をWebで開催!
- P2 夏季の省エネ対策
- P2 【注意!】自家発電設備・受変電設備の保守・点検
- P3 <連載企画> 個別施設計画を「作る」「見直す」、そして「活かす」(その1)
- P4 保全担当相談窓口の紹介  
～保全指導・監督室～

## 大雨・台風への備え ～施設管理者の皆様 今一度、ご確認ください!!～

暦の上では立秋を過ぎましたが、熱中症対策のほか、引き続き**急な大雨や台風への注意**も必要です。大雨や台風は、建物の内外で破損や公衆災害等の被害をもたらすこともあります。 **気象情報を確認し、建物の内外を点検し、必要な対策をとる「事前の備え」**により、被害の防止や軽減も可能となります。

建物の安全管理上の「備え」にあたり、少しでもお役に立てるよう、**本紙バックナンバー(保全ニュース九州54号)に「梅雨期・台風シーズン点検チェックリスト」を掲載**しています。このチェックリストの点検項目は、国の標準的な庁舎を対象としていますが、管理されている建物の特性に合わせて、必要な項目を適宜追加しながらご活用ください。また、事前点検のみならず、**大雨や台風の後、危険な状態になっていないかの「事後点検」も重要**ですので、あわせて実施をお願いします。なお、事前・事後の点検の際は、くれぐれも**点検される方の安全確保**にご留意願います。

また、大雨や台風により**国の庁舎に被害が生じた場合**、施設管理ご担当の方は、**保全指導・監督室**(福岡県・佐賀県・長崎県)、**熊本宮繕事務所**(熊本県・大分県)、**鹿児島宮繕事務所**(宮崎県・鹿児島県) **までご報告**をお願いします。



### ■保全ニュース九州54号(P4・5にチェックリスト掲載)

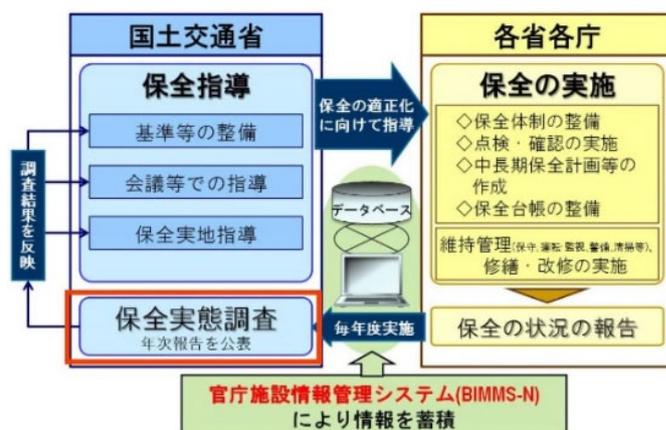
[https://www.gsr.mlit.go.jp/n-tatemono/hozen/news/hozen\\_vol54.pdf](https://www.gsr.mlit.go.jp/n-tatemono/hozen/news/hozen_vol54.pdf)

梅雨期・台風シーズン点検チェックリスト(イメージ)⇒

## 引き続き、保全実態調査へのご協力、お願いします

保全実態調査は、官庁施設(国家機関の建築物等)の適正な保全に資するため、「官公庁施設の建設等に関する法律」第13条第2項に基づき、**官庁施設の保全の実態を把握し、その結果を宮繕工事や保全指導に関する事務に使用する**ための調査で、**全国すべての官庁施設を対象に、毎年度実施**しています。

今年度の調査も下記の日程で、国の関係部署の皆様にご回答いただいています。間もなく回答期間が終了しますが、今後、必要に応じて、ご回答いただいた内容について、整備局担当者から**直接問合せさせていただきます場合があります**。その際はどうぞご協力の程、よろしくお願いいたします。



【回答期間】

### 第一グループ

令和3年5月24日(月)～令和3年7月30日(金)  
裁判所、内閣府、国土交通省、環境省、防衛省

### 第二グループ

令和3年6月7日(月)～令和3年8月13日(金)  
総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省



**昨年度の保全実態調査の結果**は、昨年11月末、ブロック官署毎に集計・送付済です(全国版の調査結果は、右記HPをご参照下さい)。

### ■国家機関の建築物等の保全の現況(令和3年3月)

[https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild\\_tk3\\_000005.html](https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk3_000005.html)

# 令和3年度「地区官庁施設保全連絡会議」をWebで開催！

～ 関係の皆様のご理解・ご協力、有難うございました ～

「地区官庁施設保全連絡会議」は、主に官庁施設の保全担当者を対象に、**保全に関する情報提供と意見交換を行う場**として、全国各地で毎年度開催しているものです。今年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため**Web会議により**、7月15日(木) (福岡県・佐賀県・長崎県)、7月19日(月) (宮崎県・鹿児島県)、7月21日(水) (熊本県・大分県)の**3日間にわたり開催**し、国・県・政令市・独立行政法人などの**計104機関の皆様にご参加**いただきました。

今回初めてのWeb開催で、「議事進行上、至らない点を感じられたのでは？」などの反省点も受け止めており、またWeb会議へのご参加が叶わなかった皆様にも、この場を借りてお詫び申し上げます。会議資料等のご不明な点など**気兼ねなく、公共建築相談窓口（本紙最終頁掲載）までお尋ね下さい**。

**次年度以降の会議開催形式は未定**ですが、今後、関係の皆様からのアンケート結果等を踏まえて運営の在り方を検討し、引き続き**保全担当者の皆様とのつながりを大切に**し、“**寄り添える**”会議となるよう努めていきますので、ご理解・ご協力の程よろしく申し上げます。

## － 主な議題 －

- ・庁舎の**省エネ対策**（政府による取組の動向）
- ・「適正な保全」や法定点検の重要性
- ・建物部位の**基礎知識**、点検のポイント
- ・「**後任者への業務引継ぎ**」のポイント
- ・保全業務に関する**最新の情報提供**



## 夏季の省エネ対策、一歩進めてみませんか？

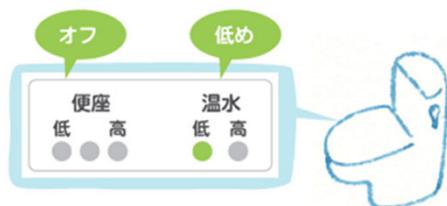
今年の夏も厳しい暑さが続き、**電力使用量が増加傾向**にあります。近々「政府実行計画」の見直しも予定されており、**官庁施設の管理・運営においても引き続き、一層の省エネ対策に取り組む必要**があります。

施設管理者の皆様におかれましては、既に常日頃から、様々な省エネ対策を実践済と思われるかもしれませんが、今一度、**下記HPに掲載された「夏の節電対策」をご確認**いただき、もし未実施の内容がありましたら、**“すぐにできそうな”取組から**、一歩進められてみては如何でしょうか？

### ■夏の節電対策

[https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild\\_tk3\\_000014.html#anchoer3](https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk3_000014.html#anchoer3)

(例) 暖房便座等の設定見直し



夏季は、**暖房便座と温水の温度を低目に設定**しましょう。  
コンセントを切ると、洗浄機能も停止してしまいます！

## 【注意！】自家発電設備・受変電設備の保守・点検

**自家発電設備や受変電設備の設置者**は、関係法令（電気事業法、消防法、建築基準法）により、自家発電設備の種類（常用・非常用の別等）に応じた**点検等が義務づけられている**ほか、設備機器を監督する関係機関に対して、法律で定められた間隔で**点検結果等の報告を行うことが義務づけられています**。**上記の「設置者」に該当する官庁施設の管理者**におかれましては、**適切に対応できているか、ご確認の程**よろしく申し上げます。

【参考HP】

### ■（一社）日本内燃力発電設備協会 自家発電Q&A

<https://nega.or.jp/publication/press/2021/index.html>

### ■ 自家用電気工作物の標準的な点検項目について

[https://www.safety-chubu.meti.go.jp/hokuriku/denki/jikayo/21kaigi/3-2\\_naikiannai.pdf](https://www.safety-chubu.meti.go.jp/hokuriku/denki/jikayo/21kaigi/3-2_naikiannai.pdf)



# 《 連載企画 》

## 個別施設計画を「作る」「見直す」、そして「活かす」(その1)

官庁施設（国の庁舎・宿舍等）の管理者は、各府省で策定される「インフラ長寿命化計画（行動計画）」に基づき、管理する官庁施設の戦略的な維持管理・更新等を目指して必要な取組を進めており、その取組の一つとして、個別施設毎の長寿命化計画である「個別施設計画」を核として、点検・診断、修繕・更新、情報の記録・活用といったメンテナンスサイクルを構築しつつあるところです。

各府省の行動計画を通じて、官庁施設の管理者においても、維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図りながら、「持続可能なインフラメンテナンス」の実現に向けて、点検・診断等の結果を踏まえ、個別施設毎の具体的な対応方針を定めるように個別施設計画を策定し、適時適切に内容を更新し、これに基づき計画的に投資していくことが求められています。

そこで、日頃の保全業務に少しでもご参照いただけるよう、「個別施設計画を適切に作り（＝策定）、見直し（＝更新）、活かす（＝活用）」ことを目指した連載企画をスタートします。

### 1. 個別施設計画とは？

個別施設計画とは、個別施設毎に構築されるメンテナンスサイクルの実施計画で、点検・診断の結果に基づき、必要な対策（修繕・更新）を実施するとともに、それらを次の点検・診断等に活用することを基本的な考え方として位置付けたものです。

そのため個別施設計画には、必要な対策の「優先順位の考え方」のほか、「個別施設の状態等」「対策内容と時期」「対策費用」などを反映させる必要となります。

### 2. 個別施設計画を「作る」(策定)

上記の考え方を満たす個別施設計画として、各府省における行動計画策定の目安となる「官庁施設の管理者による『インフラ長寿命化計画（行動計画）』策定の手引き」では、官庁施設の個別施設計画は「中長期保全計画」と「保全台帳」の2つで構成されると示されています。

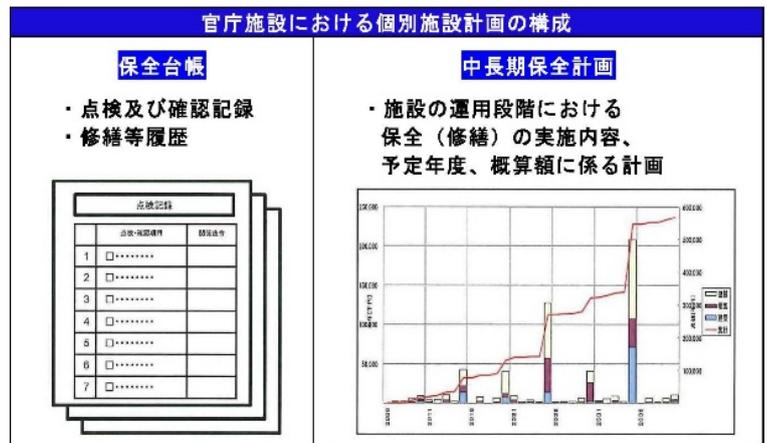
「中長期保全計画」と「保全台帳」の作成・見直し・活用の具体的な方法等は「官庁施設の個別施設計画作成・活用の手引き（案）」として国土交通省HPに掲載していますので、ご参照下さい。

■ 官庁施設の管理者による「インフラ長寿命化計画（行動計画）」策定の手引き  
(最終改定：令和3年7月15日)

<https://www.mlit.go.jp/common/001415271.pdf>

■ 官庁施設の個別施設計画作成・活用の手引き（案）

<https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild tk3 000029.html>



### 3. 個別施設計画を「見直す」(更新)

施設の点検結果や利用状況、社会情勢の変化等により、個別施設毎の対応方針も随時変化していくため、個別施設計画を適切に見直すことで、より現状に即した対応が可能となります。「見直し」内容の概要は、以下の通りです。

#### < 中長期保全計画 >

- 作成後5年以内毎に、将来の維持管理・更新費の見直し、優先順位の考え方等を見直す
- 大規模修繕の実施内容に応じて見直す

#### < 保全台帳（点検及び確認結果の記録、修繕履歴） >

- 点検・確認の実施内容を「点検及び確認結果の記録」へ追加
- 大規模修繕の実施内容を「修繕履歴」へ追加
- 必要に応じて、対策内容を見直す

来年度以降の  
保全実態調査で、  
**個別施設計画の  
見直し（更新）  
状況もお尋ねし  
集計・評価する  
予定**です！！



※次号では、BIMMS-Nを使った個別施設計画の策定・更新方法を説明予定です。

## 保全担当相談窓口の紹介 ～保全指導・監督室～

### ～ 保全指導・監督室とは？ ～

営繕部保全指導・監督室は、**福岡県、佐賀県、長崎県の3県に所在する国の建物を対象**に、庁舎の新築工事や改修工事の現場監督業務のほか、各府省で建物管理に関わる皆様に向けて保全指導・支援の業務を担当し、福岡第二合同庁舎10階において、総勢14名で日々業務を行っております。

### ～ 今、Web会議を推進しています！！～

担当業務の実施にあたり、職場内だけでなく、各府省や地方公共団体の職員、工事受注者となる民間企業の方々など、様々な方とのコミュニケーションが不可欠です。今般の緊急事態宣言中は出勤回避のため、テレワーク中心の業務体制となりましたが、慣れない中で、如何にコミュニケーションを取るのか？合意形成がうまくいかないと、業務の進捗に大きな影響が出てしまいます。

九州地方整備局では、職場の内外を問わず、**インターネット回線を使用したWebでの会議・打合せを推進**しています。特定のアプリケーションソフトをインストールしなくても、**メールアドレスをお持ちであれば、こちらから招待メールを送信することでWebでの会議・打合せが可能**ですので、**必要があればお気軽にご相談下さい**（現状では、セキュリティの関係でWeb会議の接続が難しいところもあり、また接続や運営が不安定な場面も生じるなど、まだまだ改善の余地がありそうです…）。



Web会議 実施状況

### ～ 現場監督業務の“働き方改革”にも取組中～

庁舎の新築工事や改修工事を進める際、受発注者間での円滑な情報共有が必要不可欠です。情報共有に必要な工事書類や図面のやりとりは電子メールによる方法が主流で、紙による直接手渡しや郵送と比べれば、だいぶスムーズになりましたが、大容量データのやりとりには手間がかかったり、情報共有する量や人数が増えると意思決定が滞るおそれもあります。

そこで、**工事現場に「情報共有システム」を導入**し、クラウド上で書類のやりとりを行う取組を少しずつ進めています。これにより大容量データの共有、意思決定すべき情報の整理・伝達が簡単になり、運用改善を図りながらですが、少しずつ効果を実感しています。

また、工事受注者や監督担当職員が、スマホ等を使って現場状況を動画配信することで、発注者が執務室や在宅時でもリアルタイムに状況確認し、速やかに意思決定できるよう**「遠隔臨場」にも取組中**で、引き続き円滑かつ着実に工事を進めてまいります。



遠隔臨場 実施状況

本紙冒頭でも取り上げた「大雨・台風への備え」について、建物の管理にあたり、利用者の安全確保や業務継続のため**「具体的に何をすべきか？」を防災訓練等の機会にご確認いただく**など“事前の備え”をお願いいたします。また引き続き、“ゼロ密”を目指して、室内を**「密閉」空間にしないよう、こまめな換気**もお願いいたします。

<厚生労働省HP> <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000622211.pdf>



### ■ 公共建築相談窓口

#### 《総合相談窓口》

営繕部計画課 TEL : 092-476-3535

#### 《熊本・大分県の保全担当》

熊本営繕事務所技術課 TEL : 096-355-6122  
〒860-0047 熊本市西区春日2-10-1

#### 《福岡・佐賀・長崎県の保全担当》

営繕部保全指導・監督室 TEL : 092-476-3539

#### 《宮崎・鹿児島県の保全担当》

鹿児島営繕事務所技術課 TEL : 099-222-5188  
〒892-0812 鹿児島市浜町2-5-1

### ■ 編集事務局

九州地方整備局 営繕部 調整課 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7

TEL : 092-476-3537 FAX : 092-476-3486 E-mail : [gqr-tatemono-hozen@mliit.go.jp](mailto:gqr-tatemono-hozen@mliit.go.jp)